

見積依頼公示

令和3年1月26日

支出負担行為担当官

函館地方法務局長 雨宮 広幸

1 オープンカウンター方式による見積り合わせに付する事項

- (1) 件名 物品供給契約（事務用パーソナルコンピューター式）
- (2) 仕様及び数量等 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積り合わせに関する参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、競争参加資格を有しない者であっても令和元年度以降に当局で履行実績があることを納品書等で証明した者の参加は認める。

- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

- 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為をする者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者
- (オ) その他前各号に準ずる行為をする者

3 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

〒040-8533

函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎2階

函館地方法務局会計課

(2) 配布期間

本公示の日から令和3年2月4日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 仕様書等に関する問合せ先及び期限

(1) 問合せ先

〒040-8533

函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎2階

函館地方法務局会計課(担当:江口)

電話 0138-23-9523(直通)

FAX 0138-24-2133

(2) 問合せ期限

令和3年2月4日(木)午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し、若しくは、納品書等の令和元年度以降に当局で履行実績があることを証明する書面

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をしない者であることを証する別添様式による「誓約書(役員名簿添付)」

ウ カタログ等仕様書の条件を満たすことを証する書面

(2) 提出期限 令和3年2月4日(木)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(1)の場所

(4) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。ただし、郵送による場合は、上記(2)の提出期限までに必着で送付すること。

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和3年2月4日(木)午後5時15分まで

(2) 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。ただし、郵送による場合は、上記(1)の提出期限までに必着で送付すること。

7 見積り合わせの日時

令和3年2月5日(金)午前10時(非公開)

8 見積書の記載金額

見積書には消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

10 契約保証金の納付
免除する。

11 その他

- (1) 都合により見積り合わせを取りやめることがある。
- (2) 参加に当たっては、当局ホームページに掲載した「函館地方法務局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。
- (3) 参加を希望する者は、5に示す資格審査結果通知書等を指定期日までに提出すること。
- (4) 使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

以上